

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣真矢 ほか7名

被告 国

## 代理人意見陳述要旨

### (国際社会の動向について)

2022(令和4)年10月13日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 藤井 啓輔

原告ら代理人は、次のとおり、意見を陳述いたします。

#### 第1 国際社会の動向と原告らの憲法上の主張との関係

今日、国際人権法の発展を含めた国際社会の変化によって、異性に性的指向が向くことや出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致することこそが「正常」で、そうでないことを「異常」とする、異性愛規範・シスジェンダー規範は正当性を失い、法律上同性のカップルが婚姻制度のもとで真摯な共同生活を求めることの価値が、シスジェンダーで異性愛者のカップルが求めるそれと同様に保護されるべき権利であることが明らかとなっています。

こうした国際社会の変化は、すべての人が「個人として尊重される」という憲法の基本原理の内実を更新するものであり、この基本原理を具体化する為に規定された憲法の各条項の解釈・適用の指針となるものです。

#### 第2 司法の積極的な違憲判断が求められることとの関係

性的少数者は社会的・政治的にマイノリティであり、その権利は民主政治の過程に委ねているだけでは保障されません。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

だからこそ、世界には、司法が「家族のあり様は、多様な利害関係を調整できる立法府の議論に委ねるのがよい」という一般論で思考停止をせず、積極的な憲法判断を示すことで、性的少数者の権利の保障を促してきた国々があるのです。

国際社会の変化に伴い、日本にも、法律上同性のカップルに対する法的保護のために必要な立法上の措置を取ることを含めた勧告が複数回出されています。

国は、一方で、国際社会に対し「性的指向と性自認に関する人権保障に関して積極的な役割を果たす」と繰り返し表明してきたにも関わらず、問題が自国の婚姻に関する法制度の改善に及ぶと「国民的な議論を踏まえつつ、慎重な検討を要する。」という国内で使いまわされた硬直した応答に終始しています。

このように硬直した国の態度は、民主政治の過程で法律上同性のカップルの権利保障が十分になされる見込みがないことの証左であり、司法が積極的な違憲判断を示すべき理由となるものです。

以上